

# 福井県県有施設長寿命化計画（庁舎編）

福井県

# 目 次

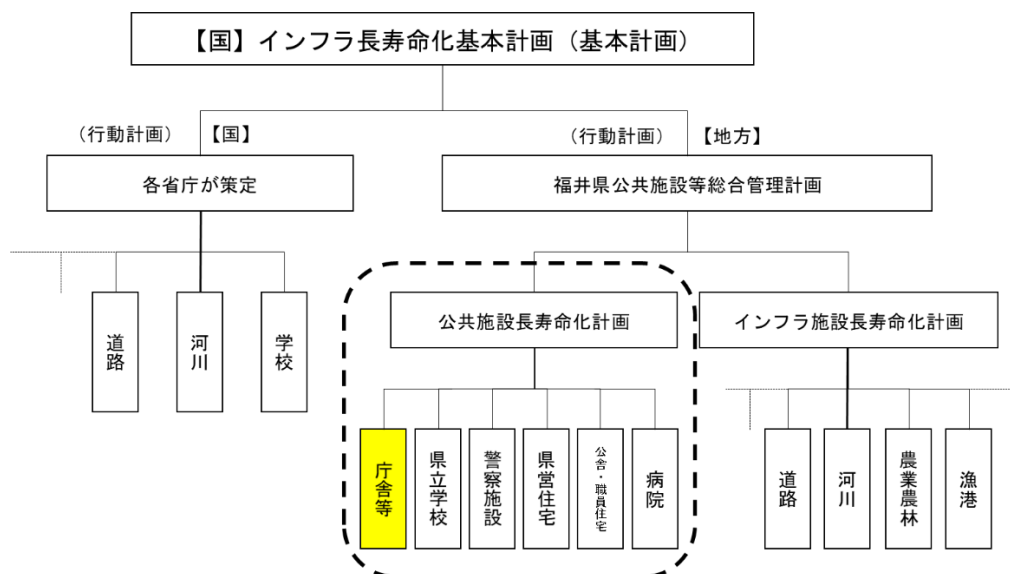
I	計画の位置付け等	1
1	策定の目的	1
2	対象施設	1
3	計画期間	2
II	現状と課題	3
1	現状	3
2	課題	3
III	対策の方針	4
IV	対策の内容	5
1	施設保有量の適正化と有効活用	5
2	長寿命化対策の推進	6
3	安全の確保	6
4	ユニバーサルデザイン化の推進	6

# I 計画の位置付け等

## 1 策定の目的

この計画は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）である。

予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。



## 2 対象施設

本県が保有する公共施設のうち、県庁舎や合同庁舎などの庁舎等108（105）施設を対象とする。

道路橋梁や農業水利施設等のインフラ施設、区分所有の建物、今年度中に解体予定の建物、および以下に示す別の施設類型に該当する建物は対象としない。

施設類型	具体例
県立学校	高等学校、特別支援学校
警察施設	警察署、運転免許センター
県営住宅	県営住宅
公舎・職員住宅	職員住宅
病院	県立病院、すこやかシルバー病院

※対象施設については、その後の事情変化等により適宜見直す。

### 3 計画期間

本計画は、福井県公共施設等総合管理計画の推進にあたり、施設類型ごとの具体の対応方針を定めるものであることから、計画期間の終期は、同計画と同じ令和7年度とする。

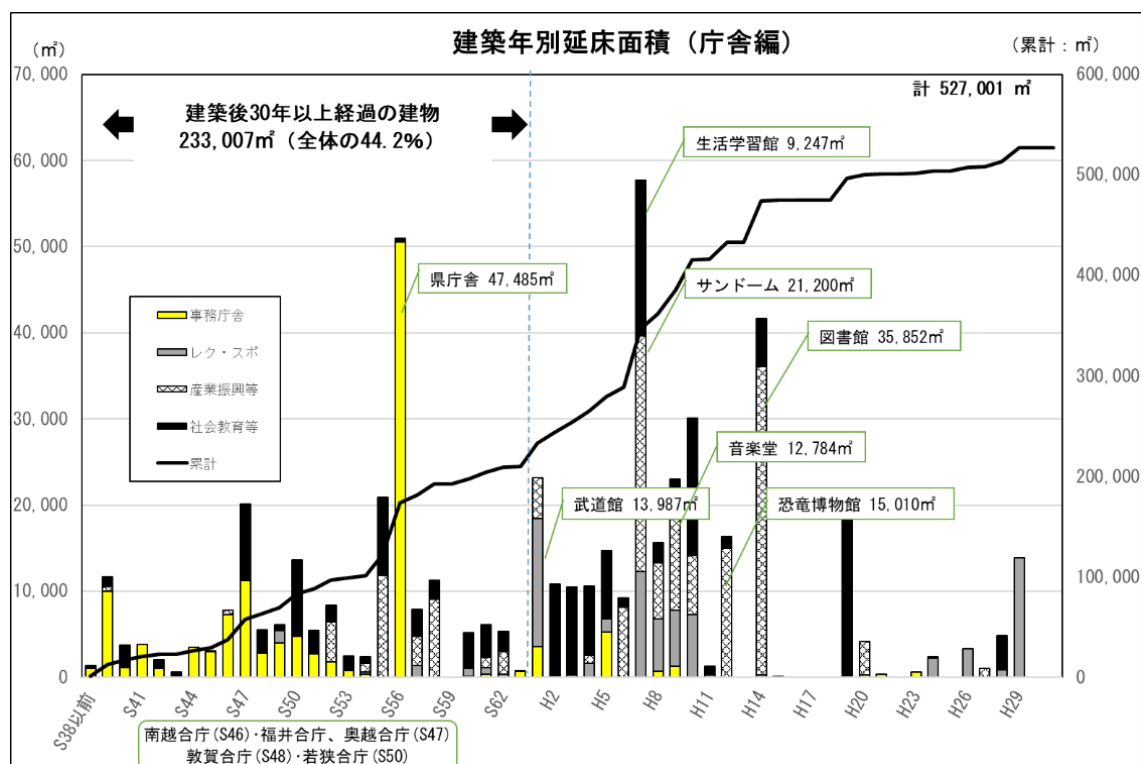
なお、計画期間内にあっても、各対象施設の状態は、経年劣化等によって時々刻々と変化することから、本計画は適宜見直すものとする。

## Ⅱ 現状と課題

### 1 現状

今回対象とする105施設の総面積は約53万㎡で、うち、建築後30年を経過している建物は、延床面積で約44%である。

県庁舎、合同庁舎をはじめとした、昭和40～50年代に建設された事務庁舎は、築30年を経過しており、平成の始めに建設された大規模な公の施設も、今後順次築30年を迎えることとなる。



### 2 課題

施設の老朽化状況、施設の必要性等を総合的に勘案し、施設保有量の適正化、適切な管理・修繕を行うため、施設の廃止・集約化や大規模修繕を検討する必要がある。

(参考) 令和元年度策定「行財政改革アクションプラン」

○ 出先機関の再編

- ・ 小規模出先機関について、道路整備による交通利便性の向上や利用状況の変化、庁舎の老朽化等を踏まえ、再編や他所属間で相互応援が行える体制を検討します。

### Ⅲ 対策の方針

---

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 施設保有量の適正化と有効活用

- 必要性、規模等について評価・検証を行い、保有量の適正化を目指す。

##### (2) 長寿命化対策の推進

- 建物性能が良好な施設については、的確な点検の実施と予防保全型維持管理の実施、長寿命化仕様設備への更新等を行い、80年程度の使用を目指す。

##### (3) 維持管理費の最適化

- 類似施設間で維持管理経費の比較を行い、適正な維持管理費の執行に努める。

##### (4) 安全の確保

- 老朽化により安全性に問題がある施設は、利用停止などの措置を講じる。
- 耐震性が確保されていない施設は、耐震改修または建替え、除却を検討する。
- 供用を廃止し、利活用の予定がない施設は、速やかに除却等を行い、倒壊による事故や防犯上の危険を未然に防ぐ。

##### (5) ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努める。

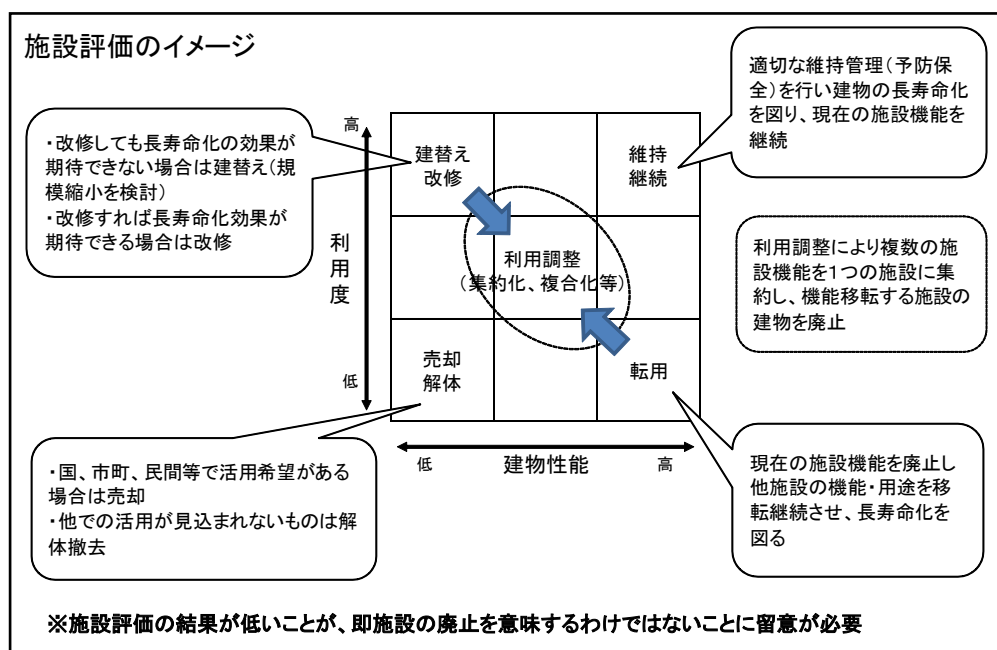
## IV 対策の内容

### 1 施設保有量の適正化と有効活用

建物の老朽化状況、面積、耐震性の有無、バリアフリー化の状況、設備の状況や維持管理の経済性、立地条件等について総合的かつ客観的に評価し、各施設の利用度や建物性能の実態を把握することにより、ニーズの変動などで利用率の低下した施設や、老朽化や耐震性がなく安全性が確保されないなど建物性能が低い施設については下記事項の検討を行い、施設保有量の削減を図るとともに今後の利活用を検討する。

- (1) 施設機能の存廃
- (2) 建物の継続利用
- (3) 更新時等における規模縮小
- (4) 他施設への集約（統合、複合化）
- (5) 転用、売却等

(例) 建物性能の低い施設の機能を、建物性能の高い施設の空きスペースに集約する  
(不要な施設は解体除却)



## 2 長寿命化対策の推進

施設評価の結果をもとに、建物性能が良好な施設は、目標使用年数を原則80年とし、長寿命化を推進することで、建替え時期の延伸、経費の平準化を行う。

なお、施設を持つ建物性能にかかわらず、各施設管理者の策定した長期保全計画に基づき、施設を構成する部位・設備の特性に応じて適時適切な修繕等を実施するが、予防保全の観点から、躯体および躯体の劣化を防ぐための改修を優先する。

優先する修繕 (予防保全の観点から特に優先して実施)	通常の修繕 (劣化状況を勘案しながら計画的に実施)
<p>・劣化により躯体への直接の影響が生じる部位・設備</p> <p>計画的な保全を行わず、損傷してから修理を行った場合、基礎・柱・梁等の躯体への劣化・損傷を招き、建物自体の寿命を縮めることになりかねない部位・設備（屋根、外壁等）については、早期段階で計画的に修繕を行うことで、トータルコストの縮減を図る。</p>	<p>・劣化による躯体や安全性への影響が小さな部位・設備</p> <p>損傷・故障等した場合でも、躯体や安全性、施設機能への影響が少ない部位、設備（施設照明、内部建具等）</p> <p>※これらの設備について、予算等の制約からやむを得ず経過観察となった場合は、点検頻度を密にするなどして、安全性と機能の確保に努めるものとする</p>

## 3 維持管理経費の最適化

省エネルギー設備機器の導入、冷暖房の基準温度の設定等により、エネルギー使用量の削減を図り、清掃・警備等の業務委託に関しては、一般競争入札による価格競争や一括発注などを行い、維持管理費の節減に努める

また、これらの経費支出が適正であるか判断するため、他の類似施設との比較を行い、異常値の発見、原因究明、改善により、経費の最適化を図る。

## 4 安全の確保

安全上問題となる不具合が発生・発見された場合には、施設の利用停止や利用者への注意喚起を行うとともに、早期に不具合の解消を図る。また、耐震性が確保されていない施設については、耐震改修または建替え、除却を検討する。

また、供用を廃止した施設は、倒壊による事故防止や防犯上の観点からも、原則解体するものとし、倒壊による事故や防犯上の危険を未然に防ぐものとする。

## 5 ユニバーサルデザイン化の推進

施設を改修する際には、公共施設を誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備や改修等を進めていく。